

事業報告書				
医療法人整理番号		00071		
報告期間	自	令和7年4月1日		
	至	令和8年3月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称	医療法人社団善衆会		
		分類①	社団（出資持分あり）	
		分類②	その他	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	群馬県	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	前橋市	
		町名・番地	筑井町54番地1	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		昭和58年12月8日	
	(4) 設立登記年月日		昭和58年12月8日	
	(5) 理事長の氏名	姓	木村	
		名	雅史	
		役員及び評議員の人数	7人	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら		
(2) 附帯業務		記載はこちら		
(3) 収益業務		記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名
群馬県	前橋市	筑井町54番地1	

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	萩原	敬一	善衆会病院 院長（管理者）
理事	真下	透	善衆会病院
理事	林	潤一	善衆会病院 副院長
理事	柳澤	真也	群馬スポーツ医学研究所所長／善衆会病院 整形外科部長
理事	萱野	唯	弁護士
監事	法木	右近	公認会計士

- 注） 1．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
- 2． 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
- 3． 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

様式 1：2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務											
(開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	善衆会病院		1010112306	群馬県前橋市筑井町54番地1	198	0	0	0	0	0	0

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
リハビリ特化型デイサービス HARU		群馬県前橋市二之宮町1381番地11	
善衆会訪問看護ステーション		群馬県前橋市筑井町54番地1	
善衆会居宅介護支援事業所		群馬県前橋市筑井町54番地1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年5月29日	令和6年度決算の決定
令和8年3月26日	令和8年度の事業計画及び収支予算の決定
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債				
医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由				
医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	
注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。				

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
	日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人社団善衆会
所在地 群馬県前橋市筑井町54番地1

※医療法人整理番号 00071

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	946,665	I 流動負債	1,138,552
現金及び預金	550,901	支払手形	
事業未収金	347,915	買掛金	205,992
有価証券		短期借入金	464,000
たな卸資産	33,198	未払金	15,031
前渡金		未払費用	105,113
前払費用		未払法人税等	165
その他の流動資産	14,651	未払消費税等	3,700
		前受金	
		預り金	28,390
		前受収益	
		その他引当金	116,823
		その他の流動負債	199,338
II 固定資産	3,725,305	II 固定負債	3,686,391
1 有形固定資産	3,387,655	医療機関債	
建物	3,058,531	長期借入金	3,675,608
構築物	87,755	繰延税金負債	
医療用器械備品	54,819	その他引当金	
その他の器械備品	6,996	その他の固定負債	10,783
車両及び船舶	431		
土地	179,123		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
2 無形固定資産	22,099	負債合計	4,824,943
借地権		純資産の部	
ソフトウェア	21,839	科目	金額
その他の無形固定資産	260	I 基金	
3 その他の資産	315,551	II 積立金	-152,973
有価証券		代替基金	
長期貸付金	19,465	繰越利益積立金	-162,509
保有医療機関債		その他積立金	9,536
その他長期貸付金			
役職員等長期貸付金		III 評価・換算差額等	
長期前払費用	12,002	その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	284,084		
資産合計	4,671,970	純資産合計	-152,973
		負債・純資産合計	4,671,970

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 医療法人社団善衆会
所在地 群馬県前橋市筑井町54番地1

医療法人整理番号	00071
----------	-------

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			6,174,414
2 事業費用			
(1) 事業費	5,730,818		
(2) 本部費	345,970		6,076,788
本来業務事業利益			97,626
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			184,553
2 事業費用			180,369
附帯業務事業利益			4,184
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業利益			101,810
II 事業外収益			
受取利息	960		
その他の事業外収益	145,898		146,858
III 事業外費用			
支払利息	85,029		
その他の事業外費用	31,149		116,178
経常利益			132,490
IV 特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益			0
V 特別損失			
固定資産売却損			
その他の特別損失			0
税引前当期純利益			132,490
法人税・住民税及び事業税	312		
法人税等調整額			312
当期純利益			132,178

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 医療法人社団 善衆会
所在地 群馬県前橋市筑井町54番地1

※医療法人整理番号	00071
-----------	-------

財 産 目 録
(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	4,671,970 千円
2. 負 債 額	4,824,943 千円
3. 純 資 産 額	△ 152,973 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	946,665
B 固 定 資 産	3,725,305
C 資 産 合 計 (A + B)	4,671,970
D 負 債 合 計	4,824,943
E 純 資 産 (C - D)	△ 152,973

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

様式5

様式5

法人名 医療法人社団善衆会
所在地 群馬県前橋市筑井町54番地1

※医療法人整理番号	00071
-----------	-------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 善衆会

理事長 木村 雅史 殿

私は、医療法人社団 善衆会の令和7年会計年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月21日

医療法人社団 善衆会

監事 法木 右近

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産は最終仕入原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

法人税法に規定する定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成19年4月1日以後に取得した(建物附属設備を除く)、平成28年4月1日以後に取得の建物附属設備及び構築物につきましては定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	4～39年
構築物	15～20年
医療用機械備品	2～10年
その他の機械備品	2～15年
車両	2～6年

② リース資産

リース資産はリース期間定額法を採用しております。

なお、前々会計年度末の負債総額が200億円未満であったため、所有権移転外ファイナンスリースについて賃貸借処理を採用しております。

③ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2～5年)に基づいております。

④ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

3 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については法人税法に規定する法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除した額を計上しております。

なお、前々会計年度末の負債総額が200億円未満であったため、簡便法を採用しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税抜経理を採用しております。なお、平成 28 年 4 月 1 日開始事業年度より固定資産につきまして税込経理を採用しております。

5 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産及び対応する債務

【担保に供している資産】

科目	金額（千円）
建物	3,058,530
構築物	87,755
土地	179,123
計	3,325,408

【担保に係る債務】

科目	金額（千円）
短期借入金	464,000
長期借入金 （1 年以内返済予定を含む）	3,575,142
計	4,039,142

6 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科目	リース料総額（千円）	未経過リース料（千円）
医療用機械備品	614,374	363,556
ソフトウェア	86,446	74,118
器具備品	81,659	30,248
計	782,480	467,922

② 減価償却累計額 4,186,484 千円

様式第四号

法人名 医療法人社団善衆会
所在地 群馬県前橋市筑井町54番地1

※医療法人整理番号 00071

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位:千円)

	基金 (又は出資金)	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		代替基金	その他積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
令和 7年 4月 1日 残高			9,536	△294,687	△285,151				△285,151
会計年度中の変動額									
当期純利益				132,178	132,178				132,178
会計年度中の変動額合計			0	132,178	132,178				132,178
令和 8年 3月 31日 残高			9,536	△162,509	△152,973				△152,973

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することが出来る。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 医療法人社団善衆会
所在地 群馬県前橋市筑井町54番地1

※医療法人整理番号 00071

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	2,314,016	0	0	2,314,016	1,058,582	91,985	2,222,031
	建物附属設備	965,455	26,443	0	991,899	1,533,814	155,399	836,500
	構築物	104,205	0	0	104,205	163,710	16,450	87,755
	医療機器	71,085	11,366	285	82,166	1,043,144	27,347	54,819
	車両	1,530	1,437	0	2,967	20,340	2,536	431
	器具備品	8,742	2,790		11,532	366,893	4,536	6,996
	土地	179,123	0	0	179,123	0	0	179,123
	計	3,644,156	42,036	285	3,685,907	4,186,484	298,252	3,387,655
無形 固定 資産	水道負担金	300	0	0	300	340	40	260
	ソフトウェア	21,863	7,586	0	29,449	220,348	7,610	21,839
	計	22,163	7,586	0	29,749	220,688	7,650	22,099
その 他の 資産								
	計	0	0	0	0	0	0	0

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 医療法人社団 善衆会
所在地 群馬県前橋市筑井町54番地1

※医療法人整理番号	00071
-----------	-------

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	7,334	7,127	7,334		7,127
賞与引当金	116,642	116,823	116,642		116,823

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 医療法人社団 善衆会
所在地 群馬県前橋市筑井町54番地1

※医療法人整理番号	00071
-----------	-------

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	476,000	464,000	1.98%	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	189,838	194,432	1.89%	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	3,870,040	3,675,608	2.09%	
その他の有利子負債				
合 計	4,535,878	4,334,040	—	—

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 医療法人社団 善衆会
所在地 群馬県前橋市筑井町54番地1

※医療法人整理番号	00071
-----------	-------

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 医療法人社団 善衆会
所在地 群馬県前橋市筑井町54番地1

※医療法人整理番号	00071
-----------	-------

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	1,520,749		1,520,749	690		1,521,439
給与費	2,833,221	300,182	3,133,403	153,480		3,286,884
委託費	349,440		349,440	673		350,113
経費	1,027,407	45,788	1,073,196	25,525		1,098,721
売上原価			0			0
その他の事業費用			0			0
計	5,730,818	345,970	6,076,788	180,369	0	6,257,157

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式第九の二号

法人名 医療法人社団 善衆会
所在地 群馬県前橋市筑井町54番地1

※医療法人整理番号	00071
-----------	-------

事業費用明細表
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
医薬品費	301,674	
診療材料費	881,821	
医療消耗器具備品費	287,506	
給食用材料費	50,439	1,521,439
II 給与費		
給料	2,444,754	
賞与	404,419	
賞与引当金繰入額	181	
退職給付費用	59,603	
法定福利費	377,926	3,286,884
III 委託費		
検査委託費	116,324	
給食委託費	67,356	
寝具委託費	10,734	
清掃委託費	59,003	
保守委託費	25,046	
その他の委託費	71,650	350,113
IV 経費		
減価償却費	305,902	
賃借料	130,622	
地代家賃	65,518	
機械保守料	64,895	
固定資産税等	33,380	
職員被服費	13,237	
消耗品費	19,123	
水光熱費	94,987	
支払報酬	38,632	
控除対象外消費税等	228,923	
その他の経費	103,501	1,098,721
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高		
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）		
商品（又は製品）期末たな卸高		0
VI その他の事業費用		
		0
事業費用計		6,257,157

- 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
- I からVIの中区分科目は、省略する様式によることもできる。
- その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

独立監査人の監査報告書

2026 年 5 月 21 日

医療法人社団善衆会
理事会 御中

山田源公認会計士事務所
東京都渋谷区
公認会計士

高敏晴公認会計士事務
東京都世田谷区
公認会計士

監査意見

私たちは、医療法第 51 条第 5 項の規定に基づき、医療法人社団善衆会の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの 2025 年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相

違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意

を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に従って適切であるかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上